

嬉野市政治倫理審査会・吉田一穂会長 様

## 村上大祐市長上申書へ反論

2019年2月8日

「嬉野をよくする市民の会」代表  
宮崎 誠一

村上大祐市長が2019年2月6日付で提出した上申書に反論する（傍線は宮崎）。

1 「同団体は、被請求者が個人情報保護条例に違反して市民課から一市民の住所を聞き出し、これを代理人に漏洩したなどと、事実を反する主張をし、報道機関にまで誤った情報を提供している」

→事実をねじ曲げている。2月1日に行った「公開申し入れ書」では

嬉野市中央公民館で1月8日、最初の住民監査請求を行った後、記者会見のために、嬉野をよくする市民の会が公民館内の会議室を借りました。

その際の使用料請求に当たり、文化・スポーツ課の担当者が市民の会会員事務局長の住所を市民課に電話して聞き出し、納付書を郵送しました。

市役所内で個人情報保護条例に関する理解が全くなく、市民課が問われるままに答えている点が特に問題です。

この個人情報漏洩は、昨年10月9日に村上大祐市長代理人の鬼橋正敏弁護士が、東京ベイコート倶楽部での会食写真をフェイスブックに転載した上記市民の会会員氏の妻、氏名氏に内容証明郵便を送りつけた件と密接に関連していません。

鬼橋弁護士は「知人から氏名（上記妻）氏の住所を聞いた」と答えていますが、「その知人とは村上市長か？」との問い合わせには「答える義務はない」と回答を拒否しています。

さらに、10月24日に送られてきた「お問い合わせ」という文書は、上記市民の会会員氏が行った公文書公開請求に一つ一つ反論する内容で、請求内容が村上市長に漏洩していたことが明らかになっています。

こうした問題は見逃すことができません。

としているが、村上市長が市民課から上記妻の住所を聞き出したとは全く書いていない。なお、質問状の【詳細】において、申請者の名前が宮崎誠一ではなく、上記市民の会会員の誤りで、上記市民の会会員宛で郵送したところまでは市職員の行動に問題はないため、2月8日に訂正文を送付している。ただし、電話番号を記載していたので、担当者は電話にかけて住所を聞けばいいものを、市民課に住所を聞いている点で個人情報保護条例に反しており、嬉野市役所のコンプライアンスがお粗末であったことは確かであろう。

2「請求代表者は、本件を審査会の調査に付し、倫理基準違反があったかどうかについて、自ら審査を求めているのである。そして、現在、審査会においては、被請求者の本件会食に至った経緯、動機、背景事情等も含め、詳細な調査が行われている。自ら求めた審査が係属中であるにもかかわらず、その結果が出ていない段階で、このような『場外乱闘』に近い投稿行為に及ぶことは、極めて遺憾である」

→12月26日に提出した請求書の別添資料のうち、会食写真はLINEのやり取りと並び最重要の「証拠」であった。今回のような密室の酒宴が発覚したのは、写真とLINEのやり取りが判明するという奇跡があったからだ。しかし、請求書に添付した別添資料は全く配布・公開されていない。請求者は、第2回審査会用にはUSBで元データを送付、第3回審査会では証拠として改めて提出したにもかかわらず、事務局は写真を一切傍聴者に配布せず、請求者は会食の有様を市民に知らせることができなかった。他方、村上市長側の「証拠」と称する証言類はほぼすべて開示されている。結局、第4回審査会を迎えても、写真やLINEのやり取りは全く開示されていない。このため、市民の会ではフェイスブックなどで写真の開示に踏み切った。何ら問題はない。

3「平成30年10月1日、ある市民が、フェイスブックのアカウント上に「嬉野 闇を暴く」という表題が付された本件会食の写真を投稿し、『今嬉野市では特定の業者との間で多額の不透明な受注・発注が行われています。』という記事を掲載して、あたかも被請求者が会食の民間業者らへの多額の不透明な受注・発注に関与したかのような誤った表現行為であったため、看過できず、一部不適切な箇所に限定して、削除するよう求めたのである。」

→虚言である。会食が一般市民に知られるようになったのは、「嬉野 闇を暴く」

と名乗る匿名者からのメッセージを転載した[上記妻]氏のフェイスブックが発端であった。村上大祐市長が鬼橋正敏弁護士を通じて[上記妻]氏に送り付けた内容証明郵便（10月9日付）では、弁明書（6）において「格別、このこと自体が行為様態において著しく不適切というわけでもない」写真の削除をも求めている。その上で「正当な言論の範囲を逸脱した行為であり、通知人（村上大祐市長）の名誉を毀損し、かつ虚偽の風説を流布して市長としての業務を妨害する違法行為です」「速やかに削除がなされなかったり、今後同様の行為に及んだ場合は、貴殿に対して法的措置を検討せざるを得ませんのでご了承下さい」と恫喝している【調査請求書別添資料6】。

村上市長は、内容証明郵便送付に先立つ10月4日、フェイスブックにおいて「市民を分断し、混乱を生じさせる勢力の不当要求に屈することなく、今後も毅然とした態度で市政運営にあたります」と述べ、強く反発していた。一方、政治倫理審査会調査請求後の12月1日の投稿では「正直、匿名の文書に対して過剰反応をして詳細に説明することは適切ではないと考えていました」と釈明、1月4日付弁明書では「村上市長の行為には、何ら倫理基準違反はないのであるから SNS の説明で十分である」と言い切っている。主張が変遷している上、言っていることとやっていることが違いすぎる。

4 「代理人は、敢えて、職権による住民票調査は行わなかった。職権調査は、被請求者が、嬉野市長として、個人的事件のために、自らに住民票を発行するということであり、適当ではないと判断したからである。つまり、公の権限を私に利用することは、一市民との関係で公平ではないと判断したのである」

→真実とは思えない。一市民にあのような内容証明郵便を送り付ける村上市長および鬼橋弁護士が、このような配慮をするとは到底考えられない。

5 「今回の住所調査は、問題記事の投稿者が、自らアカウント上に記載した旧姓と実家の飲食店名を頼りに、代理人が図書館でゼンリン地図を参照したところ、旧姓と番地の記載があった。実家の飲食店名は市内では比較的有名なので、代理人の知人に事件の概要を説明し、理解を得た上で、ゼンリン地図の写しを示し、『この住所で間違いがない。』との確認をもらっており、不適切な点はない」

→虚言であろう。[上記市民の会会員]夫妻は実家に同居しているわけではないの

で、ゼンリンの 地図で住まいを特定することはできない。弁護士ならば職務上請求すれば済む話 である。なぜ、このような非正規ルートを使ったのか到底理解できない。

7 「被請求者の本国会食への参加については、真摯に反省すべき点が多い。被請求者は、同行した市職員に詳細な事情を問うこともなく、高名な漫画家が参加するからといって、安心し、関心があったこともあり、軽率に応じてしまったことは真摯に反省すべき点である。ただ、本国会食は、主催者側が告知したラインの案内文が示すように、あくまで主催者の仲間と市職員らの懇親会であって、被請求者への企画提案の場ではない。また、セグウェイジャパンの視察に、本国会食の主催者らが同行していたことに疑義もあるところだが、これは、同人らにセグウェイ代表との接点があり、今回の視察を仲介したのがこの2名であるから、不思議なことではない」

→村上市長が公務員・政治倫理上の判断をせず、会員制リゾートホテルの一室で会食をしてしまったという事実は動かしようがない。政治家は結果責任を負うものである。相手方は建設・新幹線課部署においては、所管の業界関係者であり、酒食とともにすること自体が不可。最上級の「ロイヤルスイート」にスパ・朝食付きで宿泊しており、無償の役務の提供を受けているため、確実にアウトであるはずだ。

しかし、村上市長は当初「私的会合」を強調していたが、審査会が進むにつれ、「嬉野市のPRや自身の勉強」のために参加したとの主張も始めた。いずれにせよ、市長は基本的に他人の前では24時間「公人」であり、不品行な行いをすれば政治倫理に問われる。また、嬉野市のトップとして、市職員を指導監督する立

場にある。嬉野市の全権を掌握する市長に対しては、「顔合わせ」ができれば関係者にとって会食の目的は果たされたと言え、その場での企画提案は必ずしも必要ではない。

セグウェイジャパンの視察は、そもそもロイヤルスイートの所有者・会食相手方氏と茶師アニメ発案者の会食参加者氏がセッティングしている。市職員Aの1月25日付陳述書には「平成29（正しくは30）年6月24、25日に会食参加者（アニメ企画発案者）さん会食参加者（アニメ制作会社）さん氏名さんの3人で嬉野に来られた時には、『セグウェイジャパンの大塚会長（正しくは社長）を知ってるので紹介できます。一緒に視察しませんか?』とお誘いを受けました」とあり、最初から両氏が同行することは決まっていた。1月29日付、村上市長の陳述書では「午後4時頃に視察を終え、車での移動中、市職員A氏

から『私たちはこれから、(嬉野市出身者である) 会食参加者(アニメ企画発案者) さんも参加する懇親会に向かいますが、市長も参加しませんか。』との誘いを受けました」とある。先ほどまで会食相手方(ホテル所有者) 氏、会食参加者(アニメ企画発案者) 氏と一緒にセグウェイの試乗をし、幹部の説明を聞いていたにも関わらず、なぜ市職員Aがこのような台詞で市長を会食に誘ったのか。これが不思議でなくて何であろう。

7 「請求代表者らにおいて、真摯に、嬉野市の政治倫理の向上に寄与したいという思いがあれば、申立外での冷静さを欠く言動はできる限り控え、本審査会の審査の結果を待つべきである。また、審査会に対しては、本件と直接関連性を欠くような書面の提出、会食時の写真を理由もなく繰り返し提出するなど、委員に 予断を与えるような活動は控えるべきである」

→写真を繰り返し提出したり、独自に開示しているのは、事務局の不公平な運営ゆえであり、提出した資料はすべて本件会食に関連している。それほど嬉野市役所の腐敗は根深く広い。ある意味、村上市長は巻き込まれたと言えなくはない。しかし、いやしくも新聞記者だった者が、就任5カ月にしてあの体たらくでは強い非難に値すると言わざるを得ない。委員へのアピールではない。市民に事実を知ってほしいだけだ。

「公人であれば、いかなる批判、表現内容も許されるような態度は、誤りであり、極めて遺憾である」

→そんなことは全くしていない。プライバシーにも配慮しており、取り立てて批判をしているわけでもない。あくまで事実を市民に知ってもらおうとしているだけである。請求者が血のにじむ思いで提出した各種の資料を恣意的に隠蔽する事務局には全く信頼が置けない。政治倫理審査会は市民の知る権利に応える場でもある。嬉野市総務課が隠蔽するというのであれば、市民自らが公開するしかない。

8 「以上のとおりなので、審査会においては、予断を排した上で、本件の実態、背景事情、被請求者の動機等を勘案し、冷静な審査をされることを望む」

→予断とは何だろうか。被請求者の動機とは？ 私的会合から嬉野市のPRや自身の勉強と変遷しているが、どんな理屈を付けても公務員・政治倫理に抵触する行為であれば容認されない。

裁判であれば「疑わしきは罰せず」でよい。しかし、政治倫理審査会は「李下に冠を正さず」という鉄則を破っていないかが問われる。「必ずしも適切な行為だったとは言えないが、政治倫理条例に抵触するとも認められなかった」というような玉虫色の落着はやめてほしい。

今回のように豊富な証拠が得られるケースはまずもってない。それでなおかつ、おとがめなしとの結論となれば、政治倫理条例は空文化し、村上大祐市長は増長するだろう。そして、議会はそれを何とも思わないだろう。心ある市民もくじけ、あきらめ、声を上げるのをやめるだろう。

嬉野市を変える最初で最後のチャンスだと思い、市民たちは立ち上がった。2週間で1000人という署名がそれを物語っている。政倫審委員においては、市民の怒りをきちんと受け止め、客観的かつ信頼に足る証拠にのみ基づき、厳格なる判断を示していただきたい。